



熊本県公報

号外 第26号
令和8年(2026年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
○熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則	(〃) 1
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則	
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課) 2
訓 令	
○熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 2
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 3
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	(〃) 3
○熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令	(〃) 3
○熊本県税条例施行規則第3条第3項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令	(〃) 4
○熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令	(〃) 4
○熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 4
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 4
○熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令	(〃) 4
○熊本県デジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令	(〃) 5
○熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 5
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	(〃) 5
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 6
○熊本県動物愛護センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 6
告 示	
○熊本県公印規程の規定による公印の登録の一部改正	(〃) 7
○熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程	(〃) 7
○熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程	(〃) 7
登 載 依 頼	
○熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令	(災害対策本部) 7
○熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	(選挙管理委員会) 8

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第19号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。
第1条の2第4号中「並びに広域本部地域振興局総務振興課」を「、広域本部地域振興局総務振興課」に改め、「総務振興課を除く。」の次に「並びに県南広域本部球磨地域振興局総務課」を加える。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第20号

熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則(昭和44年熊本県規則第78号)の一

部を次のように改正する。
 第2条第2項中「行なう」を「行う」に改める。
 第5条中「総務部」を「知事公室」に改める。
 附 則
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第21号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則
 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（平成30年熊本県規則第28号）の一部を次のように改正する。
 別記第9号様式（裏）中「熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所区画整理工務課」を「熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所工務課」に改める。
 附 則
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第22号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
 第9条第2項中「第7条第3項第3号」を「第7条第3項第4号」に改める。
 第39条中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。
 (19) 住民税
 第95条第2項第1号を次のように改める。
 (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められているとき。
 別表第1第1号中「自動車税事務所」を「消防学校」に改める。
 別表第3県南広域本部の項中「県南広域本部球磨地域振興局総務振興課」を「県南広域本部球磨地域振興局総務課」に改める。
 別表第4知事部局の項中「危機管理防災課」を「危機管理課」に改め、「及び消防保安課」を削り、「システム改革課」を「デジタル県庁推進課」に改める。
 別表第5中「県南広域本部球磨地域振興局総務振興課長」を「県南広域本部球磨地域振興局総務課長」に、

「自動車税事務所」	「管理課税課長」
「動物愛護センター」	「愛護推進課長」

 を「自動車税事務所管理課税課長」に改める。

附 則
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課
 各地方出先機関
 熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県福祉事務所処務規程（昭和26年熊本県訓令第1260号）の一部を次のように改正する。
 第7条中「総務振興課長、総務振興課課長補佐」を「総務振興課長（球磨福祉事務所にあっては、総務課長）、総務振興課（球磨福祉事務所にあっては、総務課）の課長補佐」に改める。
 附 則
 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊本県知事 木村 敬

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務振興課長、総務振興課課長補佐」を「総務振興課長（熊本県人吉保健所
にあつては、総務課長）、総務振興課（熊本県人吉保健所にあつては、総務課）の課長補
佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊本県知事 木村 敬

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。
別表第1の25の項使用する機関の欄中「知事公室危機管理防災課」を「知事公室危機
管理防災局」に改め、同項管守者の欄中「危機管理防災課長」を「危機管理課長」に改め、
同表の33の項公印の種類欄中「熊本県企画振興部デジタル戦略局長印」を「熊本県企
画振興部デジタル改革推進局長印」に改め、同項使用する機関の欄中「企画振興部デジ
タル戦略局」を「企画振興部デジタル改革推進局」に改める。

別表第2の33を次のように改める。

33

熊 本 県 企 画 振
興 部 デ ジ タ ル
改 革 推 進 局 長

縦21 横21

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊本県知事 木村 敬

熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令
熊本県県有林産物極印規程（昭和35年熊本県訓令甲第37号）の一部を次のように改
正する。

第1条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条第1項中「引続き」を「引き続き」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に、
「すみやかに」を「速やかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「ただち
に」を「直ちに」に改める。

第5条第1項中「あたり」を「当たり」に、「き損」を「毀損」に改める。

第6条の見出し中「まっ消」を「抹消」に改め、同条第1項中「すでに」を「既に」に、
「まっ消する」を「抹消する」に、「まっ消し」を「抹消し」に、「うえ」を「上」に、
「まっ消印」を「抹消印」に改め、同条第2項中「まっ消印」を「抹消印」に改める。

第7条中「まっ消」を「抹消」に改める。

別表県南広域本部球磨地域振興局の項中「総務振興課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊本県税条例施行規則第3条第3項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例施行規則第3条第3項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本県税条例施行規則第3条第3項の出納員等及び場所の指定に関する訓令（昭和38年熊本県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号中「総務振興課長」の次に「（県南広域本部球磨地域振興局にあっては、総務課長）」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

熊本県自家用電気工作物保安規程（昭和41年熊本県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第9号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

別表中「危機管理防災課長」を「危機管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県自動車税事務所処務規程（昭和49年熊本県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中ケ及びコを削り、クをコとし、キの次に次のように加える。

ク 消防学校

ケ 防災消防航空センター

第2条第3号中シを削り、スをシとし、セからフまでをスからヒまでとし、への前に次のように加える。

フ 博物館ネットワークセンター

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号

熊本県公営企業管理規程第4号
熊本県教育委員会訓令第6号
熊本県警察本部訓令第9号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関
企 業 出 業 育 本
教 育 本
警 察 本
警 本 課
関 局 庁 部

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県知事 木村敬
熊本県教育長 越猪浩樹
熊本県警察本部長 佐藤昭一

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令
熊本県災害警戒本部規程（平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営企業管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「危機管理防災課長」を「防災推進課長、危機管理課長及び消防保安課長」に改め、同条第4項中「政策監」の次に「、食のみやこ推進局付にあっては農林水産部に置く政策調整監」を加え、第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。
第6条中「危機管理防災課」を「危機管理防災局防災推進課」に改める。
附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県デジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県知事 木村敬

熊本県デジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県デジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令第26号）の一部を次のように改正する。
第2条第7号中「課（グループ）」を「課」に改める。
第7条第1項各号列記以外の部分、同項第3号及び同条第2項中「システム改革課長」を「デジタル県庁推進課長」に改める。
附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第19号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県知事 木村敬

熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県防災消防航空センター処務規程（平成13年熊本県訓令第31号）の一部を次のように改正する。
第8条中「総務部市町村・税務局消防保安課長」を「知事公室危機管理防災局消防保安課長」に改める。
附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県知事 木村敬

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第2条を削除する。
第1条の表知事公室危機管理防災課の項を次のように改める。

知事公室危機管理防災局危機管理課	知事公室危機管理防災局防災推進課
	知事公室危機管理防災局消防保安課

第1条の表企画振興部デジタル戦略局システム改革課の項中「企画振興部デジタル戦略局システム改革課」を「企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課」に、「企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課」を「企画振興部デジタル改革推進局デジタル戦略推進課」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第21号
熊本県公営企業管理規程第3号**

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関
企業局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第4項並びに第33条第11項中「及び県南広域本部八代地域振興局」を「並びに県南広域本部八代地域振興局及び球磨地域振興局」に改める。

別表第1の1の表中「危機管理防災課 危防」を「知事公室付 知付 危機管理推進課 危機防消」に改め、「消防保安課 消保」を削り、「デジタル戦略推進課 シス」を「デジタル戦略推進課 デジ戦」に改める。

別表第1の2の表中「益城復興事務所街路・区画整理用地課 央益街区用」を「益城復興事務所街路工務課 央益街工」に改め、「益城復興事務所区画整理工務課 央益区工」を「益城復興事務所用地課 央益用」に、「工務課 宇城工」を「工務課 宇城工」に、「総務振興課 球磨総振」を「復興・地域振興課 球磨復地」に改め、「熊本県博物館ネットワークセンター 博セ」を削り、「熊本県産業技術センター 産セ」を「熊本県産業技術センター 産セ」に改める。

別表第2中「県南広域本部球磨地域振興局総務振興課」を「県南広域本部球磨地域振興局総務課」に改める。

別記第13号様式中「及び県南広域本部八代地域振興局」を「並びに県南広域本部八代地域振興局及び球磨地域振興局」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部（公室・局）課
各地方出先機関

熊本県動物愛護センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県動物愛護センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県動物愛護センター処務規程（令和6年熊本県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第2条とする。

第4条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第303号の2

昭和35年7月1日熊本県告示第404号(熊本県公印規程の規定による公印の登録)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。
令和8年3月31日

2 熊本県知事印の項中「総務部防災消防課」を「知事公室消防保安課」に改める。

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第303号の3

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程
熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程(昭和44年熊本県告示第1017号の3)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「総務部長」を「知事公室長」に改め、同条第3項中「市町村局長」を「危機管理監」に、「市町村行政課長」を「市町村課長」に改める。

熊本県知事 木 村 敬

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県告示第303号の4

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県防災行政無線管理規程(昭和53年熊本県告示第1038号)の一部を次のように改正する。
第4条第1号中「第2条第1項第5号」を「第2条第5号」に改め、同条第10号中「第2条第1項第6号」を「第2条第6号」に改める。
第8条中「危機管理防災課長」を「危機管理防災局危機管理課長」に改める。
別表第2の1統制局の表及び2中継局の表中「危機管理防災課長」を「危機管理課長」に改め、別表第2の3支部局の表中「県南広域本部球磨地域振興局総務振興課長」を「県南広域本部球磨地域振興局総務課長」に改め、別表第2の5移動局の表中「危機管理防災課長」を「危機管理課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県災害対策本部訓令第1号

本庁各部(公室・局)課
各地方出先機関
企業教育局
警察本部

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令
熊本県災害対策本部規程(昭和38年熊本県災害対策本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「つど」を「都度」に改める。
第9条第3項中「危機管理防災課長」を「防災推進課長、危機管理課長」に改め、同条第4項中「知事公室に置く政策審議監」を「知事公室に置く政策調整監、球磨川流域復興局付にあっては企画振興部に置く政策監(政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監)、食のみやこ推進局付にあっては農林水産部に置く政策調整監」に改める。

第10条第1項中「統括」を「統轄」に改め、同条第3項中「つど」を「都度」に改める。

第15条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「とりまとめ」を「取りまとめ」に改める。

第16条第1項中「当って」を「当たって」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第23号

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会規程（昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「、振興課及び総務課」を「振興課及び総務課、県南広域本部球磨地域振興局にあっては復興・地域振興課及び総務課」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。